

薬生副発 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「健康被害救済制度」という。）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

本制度については、医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方々が適正かつ迅速に当該給付を受けられるよう、広く国民や医療関係者に認知・理解いただく必要があることから、制度の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）において、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」、10 月から 12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者における制度の認知度・理解度の一層の向上を目的とした広報活動を積極的に展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）等に周知いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載するなど、広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレット、ポスター、その他広報資料を無料で配布しており、機構ホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。（<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>）

記

集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課
Eメール: kyufu@pmda.go.jp

○広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)
受付時間: (月～金) 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
荒木(内線2717)、林(内線2902)
(代表電話) 03-5253-1111、(直通電話) 03-3595-2400
Eメール: fukutai01@mhlw.go.jp

(別添1) 新聞広告原稿

お薬を使うすべての方に
知ってほしい公的制度です。

**医薬品
副作用被害
救済制度**



Pmda 独立行政法人
医薬品医療機器
総合機構

PMDA 救済  検索



お薬を使うすべての方に
知ってほしい公的制度です。

**医薬品
副作用被害
救済制度**



Pmda 独立行政法人
医薬品医療機器
総合機構

PMDA 救済  検索



お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
公的制度です。

**医薬品
副作用被害
救済制度**



Pmda 独立行政法人
医薬品医療機器
総合機構

PMDA 救済  検索



(別添2) バナー原稿



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

医療関係者の
みなさまへ

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

歯科医師の
みなさまへ

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

薬剤師の
みなさまへ

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医療関係者のみなさまへ
eラーニングで学びませんか？

医薬品
副作用被害
救済制度

fmda 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

医療学生の
みなさまへ

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

医師の
みなさまへ

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

薬剤師の
みなさまへ

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構



医薬品副作用被害救済制度

▶▶▶ CLICK!!

eラーニングで
学びませんか？




医薬品副作用被害救済制度
eラーニングで学びませんか？



全国どこでも！
休日・夜間でも！

● **医薬品副作用被害救済制度**のご説明

● **副作用等報告制度**のご説明

に、**PMDAより講師派遣いたします（出前講座）**



ドクトルQ

講師の派遣については、対面形式での講義のほか、WebexやZoom等によるオンライン講義・録画講義など、研修等の様々な開催方法に応じた対応が可能です。

また、交通費、謝礼金等は一切いただいておりません。

医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

【連絡先】

健康被害救済部企画管理課

◆ 出前講座に関する連絡先

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆ 救済制度相談窓口

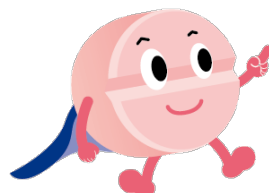
電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日、年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆ 救済制度及び出前講座の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

<https://www.pmda.go.jp>「PMDA 出前講座」→検索！



医療関係者の皆さまへ

医薬品副作用被害救済制度

eラーニングで 学びませんか？

PMDAでは、医薬品副作用被害救済制度の周知向上を図るために医療機関や自治体などに向けて、医薬品副作用被害救済制度等に関する出前講座を行っております。講座で使用しているスライドを用いたeラーニング講座で制度を学びませんか？このeラーニングはパソコンはもちろん、スマートフォンやタブレットで時間・場所を問わず利用することが出来ます。



ドクトルQ



2022年
10月3日より
eラーニング講座が
リニューアルされました！

Point 1 講座の受講料は不要

医薬品副作用被害救済制度特設サイトに常時掲載。どなたでも何度でも利用が可能です。

Point 2 研修や講義でも利用可能！

医療機関・医師会・薬剤師会・行政機関等の研修や大学等での講義で利用可能です。
事前にご連絡をいただければ視聴者数や受講者名簿を主催者にご提出することも可能です。

医薬品副作用被害救済制度

eラーニング講座の受講方法



1

PMDAのトップページから
【医薬品副作用被害救済制度】
特設サイトのバナーをクリック。



2



【医療関係者の皆さま】トップの
【eラーニング講座】ボタンをクリック

3



【eラーニング講座】のトップページへ。



【医療関係者の皆さま】ボタンをクリック

【問い合わせ先】 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

eラーニング講座に関する問い合わせ

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

医薬品副作用被害救済制度相談窓口

0120-149-931

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日、年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

eラーニング講座の詳細は PMDA ホームページ特設サイトをご覧ください。

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html

